

[illegible]

至 令和 7 年 7 月 2 9 日

別 海 町 議 会

# 別海町議会会議録

第1号（令和7年7月29日）

---

## ○議事日程

- |       |                                             |
|-------|---------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2 | 会期決定の件                                      |
| 日程第 3 | 町長挨拶及び提出案件の概要説明                             |
| 日程第 4 | 議案第66号 令和7年度別海町一般会計補正予算（第3号）                |
| 日程第 5 | 議案第67号 工事請負契約の締結について（町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事） |
| 日程第 6 | 議案第68号 工事請負契約の締結について（町道本別誘導線交付金工事）          |
| 日程第 7 | 議案第69号 工事請負契約の締結について（町道西春別駅前3丁目通線改良舗装工事）    |
| 日程第 8 | 議案第70号 工事請負契約の締結について（ケアハウスみどり野電気設備改修工事）     |
| 日程第 9 | 議案第71号 財産の取得について（し尿収集車）                     |
| 日程第10 | 報告第9号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償）                 |
| 日程第11 | 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償）                    |
| 日程第12 | 報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償）                |

## ○会議に付した事件

- |       |                                             |
|-------|---------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2 | 会期決定の件                                      |
| 日程第 3 | 町長挨拶及び提出案件の概要説明                             |
| 日程第 4 | 議案第66号 令和7年度別海町一般会計補正予算（第3号）                |
| 日程第 5 | 議案第67号 工事請負契約の締結について（町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事） |
| 日程第 6 | 議案第68号 工事請負契約の締結について（町道本別誘導線交付金工事）          |
| 日程第 7 | 議案第69号 工事請負契約の締結について（町道西春別駅前3丁目通線改良舗装工事）    |
| 日程第 8 | 議案第70号 工事請負契約の締結について（ケアハウスみどり野電気設備改修工事）     |
| 日程第 9 | 議案第71号 財産の取得について（し尿収集車）                     |
| 日程第10 | 報告第9号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償）                 |
| 日程第11 | 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償）                    |

日程第12 報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償）

○出席議員（15名）

1番 市川聖母  
3番 高橋眞結美  
5番 貞宗拓雄  
7番 横田保江  
9番 小椋哲也  
11番 今西和雄  
13番 中村忠士  
副議長 15番 戸田憲悦

2番 吉田和行  
4番 伊勢徹  
6番 宮越正人  
8番 田村秀男  
10番 外山浩司  
12番 松原政勝  
14番 佐藤初雄  
議長 16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長 曾根興三  
教育長 相澤要  
総合政策部長 松本博史  
福祉部長 宮本栄一  
産業振興部長 小野武史  
病院事務長 三戸俊人  
教育部長 干場みゆき  
監査委員事務局長 木戸口誠  
総務部次長 岩口裕昭  
福祉部次長 石戸谷友絵  
福祉部次長 谷村将志  
建設水道部次長 新堀光行  
教育部次長 田畑直樹  
人事財産課長 齋藤陽  
生活環境課長 上田健一  
商工観光課長 堀込美穂  
事業課長 佐竹和仁  
図書館長 他 堺啓  
建築住宅課主幹 篠田敬介  
農政課主査 佐々木正博

副町長 浦山吉人  
総務部長 伊藤輝幸  
経営管理部長 寺尾真太郎  
保健生活部長 小川信明  
建設水道部長 外石昭博  
会計管理者 干場富夫  
農業委員会事務局長 川畑智明  
総務部次長 松田勝広  
総合政策部次長 小村茂  
保健生活部次長 千葉宏  
産業振興部次長 大坂恒夫  
教育部次長 福原義人  
教育部次長 角川具哉  
老人保健施設事務長 渡辺久利  
農政課長 皆川学  
建築住宅課長 廣島静治  
生涯学習課長 立澤雅彦  
商工観光課主幹 上杉大洋  
人事財産課主査 浦部裕美子

○議会事務局出席職員

事務局長 入倉伸顕

主幹 木幡友哉

○会議録署名議員

13番 中村忠士  
15番 戸田憲悦

14番 佐藤初雄

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） 改めて皆さんこんにちは。  
会議に入ります前に申し上げます。  
今会期中は、報道関係者の写真撮影とパソコンの使用を許可しております。  
庁舎内はナチュラルビズスタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。  
議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しております。  
また、本日、気温が上昇されることが予想されますので、上着を着用しないことも許可いたします。  
また議場内において、体調管理のために必要な水分の補給を許可しておりますので併せて申し上げておきます。  
ただいまから令和７年第３回別海町議会臨時会を開会いたします。  
ただいま出席している議員は１６名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。  
１３番中村議員。  
○１３番（中村忠士君） はい。  
○議長（西原 浩君） １４番佐藤議員。  
○１４番（佐藤初雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） １５番戸田議員。  
○１５番（戸田憲悦君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上、３名を指名いたします。
- 

◎日程第２ 会期決定の件

- 議長（西原 浩君） 日程第２ 会期決定の件を議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日１日と決定いたしました。
- 

◎日程第３ 町長挨拶及び提出案件の概要説明告

- 議長（西原 浩君） 日程第３ 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があります。  
町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和7年第3回の町議会臨時会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変御多忙中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

臨時会の開会に当たりまして御報告を申し上げます。

まず、2年ぶりに開催されましたえびまつり、これは、漁獲数量は例年の半分ぐらいという設定でしたので、例年は2日間行われていたんですけれども、1日に短縮しました。

しかし、大変多くのお客様方が来町頂きまして、本当にありがたく思っております。

またこれだけではなくて、26日には、西春別駅前の親子青空フェスティバルというような形で、子供たちのお楽しみ会と、そして夜は親のビールパーティーも開かれました。

これはもう大変な人数が集まっております、大変うれしく思っております。

司会をやってくれたのが、吉田議員でして、これまた上手な司会でして、大変盛り上がっていたと、うれしい思いでございます。

今後も8月2日には別海町商工会主催のビアパーティーが予定されておりますし、8月13日には、上風連地区の夏まつりが予定されております。

コロナでみんなこういう活動は自粛されていた時期でしたけれども、こうやって、地域それぞれが、地元の人たちの自らの活躍で、復活してきているということは大変ありがたいと思っておりますし、町民全体にとっても、これからの活力のためにも、必要な活動だなというふうに考えておりまして、町としてもしっかりと支援をしていきたいと考えております。

それから、一つ行政報告ですけれども、学校のいじめがちょっと報告がありまして、私は、これはしっかりとした調査が必要であるというように判断をしまして、今、調査関係の機関を立ち上げようと考えております。

場所や内容についてはまだまだ不確定ですので、皆様方に御報告は申し上げませんが、そういった事案が発生しているということを御報告申し上げ、町長が調査機関を立ち上げた場合には、調査の結果については議会へ報告しなければならないという責務もありますので、今、そういう活動をしているということを御報告申し上げ、結果が出たときにはまた議会に御報告を申し上げたいと考えております。

以上、現況までの行政内容でございます。

続いて議案の概要について御説明申し上げます。

本日の提出案件は議案が6件、報告が3件でございます。

議案第66号令和7年度一般会計補正予算（第3号）は、現在検討中であり、ふるさと交流館周辺の地域活性化拠点再生構想と、連携した取組としてのふるさと交流館整備計画の策定、それから基本設計の作成及び資源循環センターにおいて、2台のポンプが故障しておりまして、施設運営に影響が生じていることから、更新を行うための資源循環施設利活用整備事業、これを増額補正するものでございます。

議案第67号から第70号の工事請負契約の締結について、この4件は、いずれも7月23日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第71号の財産の取得について、これは7月23日に入札を行いました取得物件でございまして、予定価格が1件1,500万円を超えることから、議会の議決を求めるものでございます。

報告第9号から第11号の3件は、専決処分の報告についてでございます。

第9号は、3月に町が所有する土地の下水道管マンホール周辺を民有車が走行中に周辺の地面が陥没しまして、車両を破損させた事故が起きまして、これの町の損害賠償責任を認め、和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行いましたので、その内容について報告をするものでございます。これは尾岱沼地区でございます。

第10号は、3月に道道上風連奥行線におきまして、上風連線の生活バスが運転操作を誤りまして、道路を逸脱し、路肩及び道路附帯構造物を損傷させた事故におきまして、町の損害賠償責任を認め、損害賠償額を決定する専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものでございます。

第11号は、2月に上風連中学校出入口で発生したスクールバスと民有車との接触事故において、和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものでございます。

それぞれの内容につきましては、後ほど、担当課長から詳しく報告をさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶と、それから、議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております議案第66号から議案第71号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第66号から議案第71号までの6件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 議案第66号

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第66号令和7年度別海町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 議案第66号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町一般会計補正予算書（補正第3号）の1ページを御覧ください。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ314億5,770万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

19款、繰入金、1項で3,530万円の増。

歳入合計で3,530万円の追加です。

次に歳出です。

6款、農林水産業費、1項で850万円の増。

7款、商工費、1項で2,680万円の増。

歳入歳出合計で3,530万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ314億5,770万円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費で、1件を設定するものです。

7款、商工費、1項、商工費、ふるさと交流館整備事業で、こちらはその後内容について詳しく説明いたしますが、今回補正予算として計上いたしますふるさと交流館の再整備に向けた調査や、計画策定等につきましては、年度をまたぎまして令和8年10月頃の完了を予定することから、本事業の補正予算額と同額の2,680万円を限度額として設定するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括のほうは省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページにお進みください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

19款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金は、850万円の増です。

財政調整基金の残高についてですが、今回の財政調整基金繰入れ補正後の予算額、3億8,320万円を繰入れた場合の令和7年度末残高は、11億6,000万円程度となります。

11目、ふるさと応援基金繰入金2,680万円の増は、この後説明いたしますふるさと交流館整備事業の財源とするため増額補正するものです。

7ページにお進みください。

次に3の歳出です。

こちらも、目の欄の補正額で説明いたします。

6款、農林水産業費、1項、3目、農業振興費850万円の増は、右端の説明欄、資源循環施設利活用整備事業といたしまして、中西別の資源循環センターにおいて、原材料を粉砕し、発酵槽へ輸送を担うピット粉砕ポンプと、発酵した消化液を貯留槽へ輸送するモノポンプが故障し、発酵処理停止による影響が出ておりますため、早急に更新したいとするものです。

8ページにお進みください。

7款、商工費、1項、3目、ふるさと交流館費は2,680万円の増です。

こちらは、右端の説明欄、ふるさと交流館の再整備に向けた調査や、計画策定等に関し、ふるさと交流館整備事業として実施したいとするものです。

内容について、記載の科目ごとに説明いたしますが、報償金、費用弁償、消耗品費は、ふるさと交流館の再整備計画の進捗報告や素案に関する住民説明会のほうを予定しております。それに係る講師謝礼など、開催に係る経費のほうを計上しております。

また、普通旅費、各種会議等負担金は、ふるさと交流館の機能等を検討する上で職員による道内の類似施設等への視察や、担当者への聞き取り、関係機関への情報収集等を行いたいとするものです。

そして調査設計委託料2,585万円は、ふるさと交流館の再整備に向けた調査、計画策定等の委託費で、再整備をどのように実現させていくのかといった実施計画の策定、施設の規模、建設費等の概要を取りまとめる基本設計の作成を行いたいとするものです。

なお、今補正予算に伴いまして予算資料のほうも併せて配付させていただいておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で議案第66号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第66号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

2点ほどですね、質問したいと思います。

一つは、資源循環施設利活用整備事業についてですが、ポンプ類の故障がしたので、入れ替えるという話でしたけれども、この一つモーターポンプ、それからピット粉砕ポンプですが、故障したほうのですね、入れ替える前の故障してるそのポンプはですね、耐用年数がどのくらいだったのかということと、何年使用して故障したのかという点とですね、それから、購入、入れ替える、新しいほうのポンプそれぞれ、耐用年数がどのくらいかということをまず1点目お聞きしたいと思います。

それから2点目なんですが、ふるさと交流館についてですが、住民説明会を計画しているというお話でしたが、これはいつ頃実施するという計画なのかを、教えていただきたいというのと、それから繰越明許ということになって来年度までまたがっての事業だというお話もありましたが、来年の10月に完了するというような話でしたけれども、そのことの確認ですね、10月に完了することでもいいのかということ、もう一度確認したいと思います。

以上です。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） それではお答えいたします。

今回購入するですね、ポンプですけれども、いつ入れた物かについてはちょっと詳細を押さえておりません。

ただ耐用年数につきましては、4年程度というふうに考えております。

新しく入れるポンプにつきましても耐用年数は4年程度というふうに考えております。

今までですね、更新した記録がないものですから、施設を入れてから、当初から運用していたポンプではないかというふうに考えております。

以上です。

○商工観光課長（堀込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀込美穂君） 私のほうからふるさと交流館についてお答えいたします。

まず、住民説明会の時期ですが、具体的な時期としてですね、いつ頃というのは今この場では申し上げることはできませんが、進捗状況ですとか、あるいは素案に対してですね皆さんにお示しできる時期になりましたら、住民説明会のほうを開催したいと思っております。

また、それ以外にもですね、皆様に御提示できる情報等がありましたら、そちらについてはですね、随時お知らせするようなことを考えております。

次に繰越明許に伴う実施計画の完成の期間ですが、今のところですね、計画期間を令和7年9月から令和8年9月までと考えておりますので、令和8年10月に完了するという事で、予定をしております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、ありがとうございます。

故障したほうの入れ替える前のポンプについて、ちょっとよくわかんない部分があったんで、今ちょっと詳細調べてみなければっていうことなんで、答えられる範囲というのがちょっと限られるのかもわかんないけど、ちょっと理解をする上でですね、故障したポンプは、最初からずっと使ってたんじゃないかっていうお話もありましたんで、ちょっとそこを確認したいんですが。

耐用年数は4年程度、古いほうはね、古いほうも4年程度だっっていうような説明もあったんで4年の耐用年数の機械をずっと使い続けてきたということになるのか、どうなのかということ、ちょっとそこら辺をもう一度確認をしたいというふうに思います。

だとすれば、随分持ったもんだなという感じがするもんですからね。

ちょっと、ちょっと違和感があるんで教えてください。

それから、住民説明会の件、ふるさと交流館の住民説明会の件なんですが、大ざっぱに言って、これからの計画を詳細に詰めていくっていう話だと思うんですが、大ざっぱに言ってですね、来年の10月に、9月いっぱいでの調査が終わるという話ですから、調査が終わる前に、こういう補正を組んでるんだから、調査が終わる前に、やるのかなあという感じはするんですが、そこら辺ちょっと調査完了してからやるというお考えなのか、完了する前にやるっていう考えなのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） お答えします。

ポンプ類に限らずですけども、機械類についてはですね、メンテナンスをしながらですね、長期間使用している状況となっております。

今回のポンプにつきましてもですね、部品交換とか、メンテナンスとして、ばらしたり

ですね、オーバーホールをしながら使っていたんですが、それでもですね、使えなくなってしまうので交換するというような形になります。

以上です。

○商工観光課長（堀込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀込美穂君） お答えいたします。

住民説明会については、計画を策定している期間中に開催いたしまして、その説明会等でですね、出た住民の意見なども参考にさせていただければと思っております。

また、計画の素案が完了した時点でパブリックコメントの開催もですね、予定しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） それではそのほか質疑ございますか。

○9番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番小椋議員。

○9番（小椋哲也君） はい、ふるさと交流館の整備事業について2点質問させていただきます。

1点が、今住民説明会のほうは、中村議員のほうから質問があったんですけども、私はこの逆側で、最初に事業者が計画とかを立てる前にですね、当然要件定義というかですね前提条件というものを調査していくと思うんですけども、その段階で、どのような町民からの声を聞くような形になってるか、それが事業者にその部分を委託しているのか、もしくは所管のほうをそれを主体的に行うのかという辺りをお聞かせください。

もう1点が、これ計画作成過程で、当然事業者ってのは別海町に住んでいない、当然ふるさと交流館の現状も目の当たりにはしてない部分もありますので、どうしても町と距離がありますので、随時、計画策定中も所管と情報交換、コミュニケーションをとると思うんですけども、その辺について、どのような事業者と、入札に際しての仕様にしているのか、例えば週1回なのか、月1回なのか、それとも対面なのか、オンラインなのかっていうあたり、特に所管とのコミュニケーションについてどのような内容を考えているか、2点お願いします。

○商工観光課長（堀込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀込美穂君） お答えいたします。

私のほうからは、1点目のですね、前提条件に係る意見徴集についてお答えをさせていただきますが、今のところですね、広く、民間企業の方から、ふるさと交流館の利活用についての御意見を徴集したいと考えておりまして、トライアルサウンディング調査というものですね、実施することとしまして、実はもう既に手を挙げていただける事業者様について応募しているところです。

また、そのトライアルサウンディング後につきましても、今度、実際に、では運用上の方法であったり採算性の検討に当たってですね、実際に運営をお試しでやってみる、トライアルサウンディング調査についても実施を予定しております。

これらによってですね、民間の事業者の方から、実際のふるさと交流館の利活用に関し

ての御意見をいただきたいと思っております。

また、町民の方に対する御意見につきましては、先ほどの住民説明会も含め、それからこれまで実施しておりますアンケート調査でもですね、いろいろ貴重なお声はいただいておりますので、そちらについても参考とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○建築住宅課長（廣島静治君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（廣島静治君） 私のほうからですね、二つ目の御質問についてお答えいたします。

業者とのですね、コミュニケーションのとり方ということですが、今回、月1回程度ですね、業者との打合せということで、設計の中でも、旅費を見ているので、少なくとも最低でも月1度の打合せを行うと。

それ以外につきましては、今オンライン等もございますので随時何かありましたらですね、オンラインを使い、打合せのほうを行っていかうというふうに考えております。

以上です。

○9番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番小椋議員。

○9番（小椋哲也君） はい、今答弁あった状況見ると、設計関係って専門的な部分もあるので、基本計画とはいえ建設のほうで担当されているのかなと今答弁見て思ったんですけど、中身の事業者との打合せには、当然産業振興部の商工観光のほうの声というのもあるんですけど、例えば向こうと打合せするときに、建設だけでいくのかそれとも商工観光の中身の部分も、一緒に合わせてコミュニケーションとれる体制になってるかどうか教えてください。

○商工観光課長（堀込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀込美穂君） お答えいたします。

すいません、回答の前に先ほどですね、私トライアルサウンディング調査と2回言ってしまいまして、実際に皆様からお声を聞く調査のほうをサウンディング調査、その後、それをお試しでやってみるほうをトライアルサウンディング調査ということになります。すいません。訂正いたします。

それから、建築と商工観光課、それから事業者との連携についてですが、これまでも、ふるさと交流館の整備についてはですね、商工観光課と建築住宅課のほうで、随時連携、それから協議をしながら進めております。

今後につきましても事業者の打合せ等ですね、内部等の中身等について検討が必要な部分、協議が必要な部分については、当然商工観光課も中に入って共に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか、質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) ないようですね、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第67号

○議長(西原 浩君) 日程第5 議案第67号工事請負契約の締結について(町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長(齋藤 陽君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 人事財産課長。

○人事財産課長(齋藤 陽君) はい。

議案第67号の内容説明をいたします。

議案の2ページを御覧ください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、7,546万円、内消費税及び地方消費税額686万円。

4 契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社代表取締役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月29日から6月18日までの休日を除く15日間。

応募者数は、3者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、7月23日。

株式会社別海、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、6,890万円、最低入札価格は、6,860万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年1月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の1ページを御覧願います。

工事の場所は、図面右側下の赤文字の部分、工事箇所①、道道本別海別海停車場線に接する新生橋と、図面右上の赤文字の部分、工事箇所②のいこい橋となります。

工事概要ですが、右下の新生橋は橋梁塗装の塗り替え、右上のいこい橋は伸縮装置の取替等を行うものとなります。

資料2ページに新生橋、資料3ページにいこい橋の補修一般図を掲載しておりますが、

詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第67号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第68号

○議長（西原 浩君） 日程第6 議案第68号工事請負契約の締結について（町道本別誘導線交付金工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい。

議案第68号の内容説明をいたします。

議案の3ページを御覧ください。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、町道本別誘導線交付金工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、6,311万8,000円、内消費税及び地方消費税額、573万8,000円。

4 契約の相手方、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社代表取締役社長、島影輝雄。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月29日から6月18日までの、休日を除く15日間。

応募者数は、5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、7月23日。

株式会社別海、角川建設株式会社、島影建設株式会社、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、5,780万円、最低入札価格は、5,7

38万円で、最低入札者であります本案の島影建設株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年1月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の4ページをお開き願います。

工事の場所は、図面中央上部の道道中標津標茶線に接する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す、250mの路肩拡幅工事を、車道幅員5.50mで行うものです。

資料5ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第68号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第68号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第69号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第69号工事請負契約の締結について（町道西春別駅前3丁目通線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい。

議案第69号の内容説明をいたします。

議案の4ページを御覧ください。

本案も、工事請負契約の締結にあたり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、町道西春別駅前3丁目通線改良舗装工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、5,544万円、内消費税及び地方消費税額、504万円。

4 契約の相手方、角川・金本経常共同企業体、経常共同企業体構成員代表者、野付郡別

海町西春別駅前錦町２９９番地１、角川建設株式会社代表取締役、角川義捷。

野付郡別海町西春別９９番地３０、金本建設有限会社代表取締役、金本徹也。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、５月２９日から６月１８日までの、休日を除く１５日間。

応募者数は、５者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、７月２３日。

株式会社別海、角川・金本経常共同企業体、島影建設株式会社、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社の５者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、５,０７０万円、最低入札価格は、５,０４０万円で、最低入札者であります本案の角川・金本経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年１月２０日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の６ページを御覧願います。

工事の場所は、図面中央部、別海消防署西出張所に接する町道で赤色の実線で示した部分となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す、１６２．２４ｍの改良舗装工事を、車道幅員５．５０ｍで行うものです。

資料７ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第６９号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第６９号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第６９号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第８ 議案第７０号

○議長（西原 浩君） 日程第８ 議案第７０号工事請負契約の締結について（ケアハウスみどり野電気設備改修工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい。

議案第70号の内容説明をいたします。

議案の5ページを御覧ください。

本案も、工事請負契約の締結にあたり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、ケアハウスみどり野電気設備改修工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、5,170万円、内消費税及び地方消費税額、470万円。

4 契約の相手方、野付郡別海町別海宮舞町197番地、株式会社橋本電気商会代表取締役、金子勝。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月29日から6月18日までの、休日を除く15日間。

応募者数は、3者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、7月23日、株式会社橋本電気商会、尾藤電設工事株式会社、株式会社加藤電機の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、4,800万円、最低入札価格は、4,700万円で、最低入札者であります本案の株式会社橋本電気商会と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年2月10日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の8ページを御覧願います。

12ページまでが本案工事の資料となります。

工事概要ですが、施設の構造は、鉄筋コンクリート造平屋建て。

延べ床面積は、2,097.91㎡、建築面積は、2,138.90㎡です。

主な工事内容ですが、電気設備改修工事として、照明設備LED化改修工事、受変電設備改修工事、非常用電源設備設置工事、構内配電線路改修工事となります。

9ページには、付近見取図及び配置図、10ページには構内配電線路改修平面図、11ページには非常用電源設備姿図、12ページには照明器具設備改修平面図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第70号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第71号

○議長(西原 浩君) 日程第9 議案第71号財産の取得について(し尿収集車)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長(齋藤 陽君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 人事財産課長。

○人事財産課長(齋藤 陽君) はい。

議案第71号の内容説明をいたします。

議案の6ページを御覧ください。

本案は、財産の取得にあたり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1 取得する財産の種類及び数量、し尿収集車1台。

2 取得の方法、指名競争入札による契約。

3 取得価格、5,560万5,000円、内消費税及び地方消費税額、505万5,000円。

4 取得の相手方、標津郡中標津町東13条南1丁目1、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津営業所所長、大竹口敦。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は、7月23日で、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津営業所、UDトラックス道東株式会社釧路支店、株式会社北海道モリタの3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、5,140万円、最低入札価格は、5,055万円で、最低入札者であります本案の東北海道いすゞ自動車株式会社中標津営業所と、現在仮契約中であります。

なお、納期は、令和9年2月26日までとなります。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の13ページを御覧願います。

購入物品名は、し尿収集車、数量は1台です。

主要諸元は、型式2RG-CXZ77DT、乗車定員2名、全長7.85m以下、全幅2.55m以下、全高3.25m以下、総排気量9.839リットル、最大出力360馬力から380馬力、汲取タンク容量7,000リットルから7,200リットルとなっています。

14ページには、上から見た平面図のほか、側面図、背面図を記載しております。

以上で、議案第71号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第71号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 報告第9号

○議長(西原 浩君) 日程第10 報告第9号専決処分の報告について(和解及び損害賠償)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○人事財産課長(齋藤 陽君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 人事財産課長。

○人事財産課長(齋藤 陽君) はい。

報告第9号、専決処分の報告について内容を説明いたします。

議案の7ページを御覧願います。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

それでは、8ページの専決処分書を朗読いたします。

8ページを御覧願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月3日、別海町長曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。

令和7年3月25日、乙が所有する土地の下水道管マンホール周辺を甲が所有する車両が走行中に、地面の陥没により車両左前輪のフェンダーの破損脱落等の事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償を決定する。

1 当事者、甲、別海町法人、乙、別海町長曾根興三。

2 和解条件、(1) 甲は、本件事故により車両損害額で金69万7,840円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について、公に対し賠償する義務があることを認め、金69万7,840円を支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認する。

なお、今回の損害額につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により全額保険金の支払いを受ける予定となっておりますので、併せて報告いたします。

以上で報告第9号の内容説明を終わります。

---

#### ◎日程第11 報告第10号

○議長（西原 浩君） 日程第11 報告第10号専決処分の報告について（損害賠償）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） 報告第10号、専決処分についての内容を説明いたします。

議案書の9ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

それでは、10ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月23日、別海町長曾根興三。

損害賠償額の決定について。

令和7年3月29日、別海町奥行13番地の10地先の道道上風連奥行線において、別海町が所有する中型バスを借受け、生活バス上風連線業務委託を行っている事業者が、運転操作を誤り路肩及び道路附帯構造物を損傷した事故に伴う損害賠償に関し、釧路総合振興局からの復旧命令に従い、令和7年6月23日に復旧工事完了したため、損害賠償額、復旧工事額を決定する。

第1項、当事者、甲、釧路総合振興局長、乙、別海町長、曾根興三。

第2項、復旧条件、第1号、損傷か所の現況復旧。

第2号、復旧工事の施工に当たり、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所の指導、監督を受け、指示に従うこと。

第3号、復旧工事については、令和7年11月29日までに実施すること。

第4号、復旧工事に伴う発生物件は、完了検査合格後、受渡書を交わし双方で保有する。

第5号、復旧工事一式として、金38万7,090円を工事施工業者へ支払うものとする。

なお、今回の損害賠償額については、町が加入しております自動車共済保険により、全額保険金の支払いを受ける予定になっていますことを、併せて報告いたします。

以上で報告第10号の内容説明を終わります。

---

#### ◎日程第12 報告第11号

○議長（西原 浩君） 日程第12 報告第11号専決処分の報告について（和解及び損

害賠償)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○教育部次長(田畑直樹君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 教育部次長。

○教育部次長(田畑直樹君) 報告第11号、専決処分の報告について内容を御説明いたします。

議案書11ページを御覧ください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

それでは12ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月9日、別海町長曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。

令和7年2月13日、別海町上風連182番地先路上において、別海町が発注する業務の受託業者職員が運転する別海町所有のスクールバスと、相手車両が接触し、スクールバス及び相手車両が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおりに和解を成立させ損害賠償を決定する。

第1項、当事者、甲、別海町個人、乙、別海町長曾根興三。

第2項、和解条件、第1号、事故の責任割合は、甲が20%、乙が80%とする。

第2号、甲は本件事故により、車両損害額で金25万6,000円の損害を被った。

第3号、乙は長期損害額について、甲に対し賠償する義務があることを認め、金20万4,800円を支払う。

第4号、乙は、本件事故により、車両損害額で金11万9,009円の損害を被った。

第5号、甲は上記損害額について、乙に対し賠償する義務があることを認め、金2万3,802円を支払う。

第6号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間に何らの債権債務がないことを確認する。

なお今回の損害額については、相手方保険会社及び町が加入しております自動車任意保険により、全額保険金の支払いを受けておりますことを、併せて報告いたします。

以上で報告第11号の内容説明を終わります。

---

#### ◎閉会宣言

○議長(西原 浩君) これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時03分

---

#### ◎町長挨拶

○議長(西原 浩君) 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 本臨時会に提案させていただきました案件につきましては、速やかに御審議をいただき、御決定を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

また、スクールバスに関係する事故が2件ほど起きまして、そのほかの職員においても、小さな事故等が起きておりますので、交通安全については、私のほうからもしっかり指導していくような体制をとっております。

スクールバスの運営につきましては、町長の責任になりますので、しっかりそこは担当していかなきゃなんと考えております。

それでは、今後の日程を3点ほど申し上げます。

まず1点目は戦没者の追悼式でございます。

これは、本町は毎年終戦記念日であります8月15日に改正する予定になっておりまして、今年も生涯学習センターみなくるにおいて、開催する予定であります。

皆様方の御出席等賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

続いて2点目でございますけれども、別海町最大のイベントであります産業祭でございますけれども、第56回になりますけれども、これは9月の20日、21日、この2日間で、開催する予定になっております。

また、この際のポスターでございますけど、これの図案については、一般公募しようと考えておりますので、ぜひ我こそはと思われる方がおられましたら応募していただければと、そんなふうに願っております。

それから、最後3点目でございますけれども、9月の定例会でございますけど、招集日は、今のところ、9月8日を予定しております。

後日、御案内をさせていただきますけれども、日程調整の上の開催されますようよろしくお願いを申し上げます。

以上臨時会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

皆様大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和    年    月    日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員